

○香芝市難聴児補聴器購入費助成金交付要綱

平成25年9月1日

要綱・通知

社会福祉課

改正 平成27年4月1日要綱・通知

平成28年4月1日要綱・通知

平成31年4月1日要綱・通知

令和4年4月1日要綱・通知

令和5年1月26日要綱・通知

令和5年6月19日要綱・通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、聴力の程度が身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度又は中等度の難聴児に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象児)

第2条 助成の対象となる者(以下「助成対象児」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付の対象とならない者。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律(平成17年法律第123号)第59条第1項に定める指定自立支援医療機関(耳鼻咽喉科に関する医療)又は奈良県知事が別に定める医療機関の医師(以下「指定医療機関等の医師」という。)が装用の必要を認めた場合は、この限りでない。

(3) 補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると指定医療機関等の医師が判断する者

(4) 申請を行う年度の前年度の3月31日時点で18歳未満である者

2 前項に規定する助成対象児が、身体障害者手帳の交付対象となる可能性のある場合においては、あらかじめ身体障害者手帳の交付手続きを行うものとする。

(対象除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、助成の対象としない。

(1) 助成対象児の属する世帯の中に、申請を行う年度(当該年度の市町村民税の賦課決定がされていない期間にあっては、前年度)の市町村民税の所得割の課税額が46万円以上の者がいる場合

(2) この要綱による助成を受けてから、別表に定める当該助成を受けた補聴器の耐用年数が経過していない場合

(対象補聴器)

第4条 助成の対象となる補聴器の名称、1台当たりの基準価格及び耐用年数は、別表のとおりとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象児が装用する補聴器の購入に要する経費(修理、電池交換又はイヤーマールドの交換のみにかかる経費を除く。)と、別表に定める基準価格とを比較して、少ない方の額に3分の2を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。

2 補聴器は、装用効果の高い側の耳への片側装用を原則とし、市長が特に必要と認めた場合は両側に装用することができるものとする。この場合において、助成金額は、左右それぞれの耳について前項の規定により算定した額を合算した額とする。

(助成の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象児の保護者(以下「申請者」という。)は、香芝市難聴児補聴器購入費助成金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

(1) 指定医療機関等の医師が、助成対象児の聴力検査を実施し交付した香芝市難聴児補聴器購入費助成金交付意見書(第2号様式)

(2) 前号の意見書に基づき、補聴器販売業者が作成した見積書

(3) 身体障害者手帳の交付の対象となる可能性のある助成対象児にあっては、身体障害者手帳交付にかかる却下決定通知書の写し

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、調査書(第3号様式)を作成するとともに、助成金の交付又は不交付を決定し、香芝市難聴児補聴器購入費助成金交付(不交付)決定通知書(第4号様式。以下「交付決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求及び支払い)

第8条 助成金の請求及び支払い方法は次に定めるとおりとする。

- (1) 補聴器を購入した交付決定者(第6条の助成金の交付決定を受けた申請者をいう。以下同じ。)は、領収書を添えて、香芝市難聴児補聴器購入費助成金交付請求書(第5号様式)により市長に助成金を請求するものとする。
- (2) 市長は前号により請求があったときは、内容を審査の上、助成金を交付するものとする。

(代理受領)

第9条 市長は、前条の規定にかかわらず、交付決定者に支給する額の範囲内において、交付決定者の代わりに補聴器販売業者に支払うことができる。

2 前項の規定により助成金を支払う場合は、市長は、交付決定者に対し、交付決定通知書のほか香芝市難聴児補聴器購入費助成事業支給券(第6号様式。以下「支給券」という。)を発行するものとする。この場合において、交付決定者は、速やかに補聴器販売業者に対し、香芝市難聴児補聴器購入費助成事業代理受領に係る補聴器購入費支払請求書兼委任状(第7号様式。以下「委任状」という。)及び支給券を引き渡すとともに自己負担額を支払い、補聴器を購入し、補聴器販売業者は、委任状及び支給券を添えて、市長に提出するものとする。

3 市長は、補聴器販売業者から前項の委任状及び支給券の提出があった場合は、その内容を審査し、補聴器販売業者に助成金を支払うものとする。

(決定の取り消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定を取り消し、既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 補聴器を助成の目的に反して使用し、譲渡し、貸与し、又は担保に供したとき。
- (3) その他補聴器の助成が不相当と市長が認めるとき。

(関係帳簿の作成)

第11条 市長は、助成金の交付に当たり難聴児補聴器購入費助成台帳(第8号様式)を備え、必要な事項を記載するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行し、平成25年度分の助成金に係る交付申請から適

用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第8号様式の改正規定は、平成31年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年1月26日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の香芝市精神障害者医療費助成金交付要綱、香芝市精神障害者医療費助成事業(後期高齢者)実施要綱、香芝市意思疎通支援事業実施要綱、香芝市福祉ホーム事業実施要綱、香芝市訪問入浴サービス事業実施要綱、住宅改修費給付事業実施要綱、香芝市身体障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱、香芝市身体障害者自動車改造費助成事業実施要綱、香芝市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱、香芝市難聴児補聴器購入費助成金交付要綱、香芝市障害者更生訓練費支給事業実施要綱の規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものについては、改正後の香芝市精神障害者医療費助成金交付要綱、香芝市精神障害者医療費助成事業(後期高齢者)実施要綱、香芝市意思疎通支援事業実施要綱、香芝市福祉ホーム事業実施要綱、香芝市訪問入浴サービス事業実施要綱、住宅改修費給付事業実施要綱、香芝市身体障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱、香芝市身体障害者自動車改造費助成事業実施要綱、香芝市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱、香芝市難聴児補聴器購入費助成金交付要綱、香芝市障害者更生訓練費支給事業実施要綱の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年6月19日から施行する。

別表(第3条、第4条関係)

(平成31年4月1日・全改、令和4年4月1日・一部改正)

補聴器の名称	1台当たりの基準 価格(円)	基準価格に含まれる もの	耐用 年数	備考
軽度・中等度難聴 用ポケット型	41,600	補聴器本体(電池を 含む。)	5年	<ul style="list-style-type: none"> ・イヤーマールドを必要とする場合は、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成18年9月29日厚生労働省告示第528号。以下「告示」という。)別表3に定める修理基準(5)その他(以下「修理基準」という。)の表に掲げる価格の範囲内で必要な額を加算すること。 ・ダンパー入りフックとした場合は、240円増しとすること。 ・平面レンズを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる価格の範囲内で必要な額を、また、矯正用レンズ又は遮光矯正用レンズを必要とする場合は、眼鏡の修理基準の表に掲げる価格の範囲内で必要な額を加算すること。 ・助成対象の補聴器であって補聴援助システムの受信機、オーディオシユ
軽度・中等度難聴 用耳かけ型	43,900			
高度難聴用ポケッ ト型	41,600			
高度難聴用耳かけ 型	43,900			
重度難聴用ポケッ ト型	55,800			
重度難聴用耳かけ 型	67,300			
耳あな型(レディ メイド)	87,000			
耳あな型(オーダ ーメイド)	137,000			
骨導式ポケット型	70,100	①補聴器本体(電池 を含む。) ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド		
骨導式眼鏡型	120,000	補聴器本体(電池を 含む。)		
軟骨伝導補聴器	120,000			

			<p>一、ワイヤレスマイク（充電池を含む。）を必要とする場合は、修理基準の表に掲げる価格の範囲内で必要な額を加算すること。なお、補聴援助システムの電波方式は限定しない。</p> <p>・デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し、専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、補聴器1台につき2,000円を加算すること。</p>
--	--	--	--

注

- 1 基準価格については、業者が材料仕入時に負担した消費税相当分を考慮し、告示第3項及び第4項に規定された価格の算定方法を準用する。
- 2 軟骨伝導補聴器は、気導式補聴器(ポケット型、耳かけ型、耳あな型)、骨導式補聴器のいずれにおいても補聴効果が期待できず、軟骨伝導補聴器が間違いなく適合することが認められる場合に限る。